

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

すべての県民は消費者であり、生涯を通じて、日々、様々な商品やサービスを購入し、利用して生活しています。県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」のためには、県民誰もが安全な商品やサービスを安心して消費できることや、自ら考え行動する自立した消費者であることが必要です。

県では、こうした社会の実現に向けて、平成18(2006)年の「岡山県消費生活基本計画」から令和3(2021)年の「第4次岡山県消費生活基本計画」まで5年ごとに計画を策定し、様々な施策を推進してきたところです。

この間、高齢化のさらなる進行や高齢者単独世帯の増加に加え、急速なデジタル化、インターネット取引の拡大、グローバル化の進展等、消費者を取り巻く環境は大きく変化してきました。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した詐欺や偽広告、悪質商法など新たな手口も増加しており、年齢や消費生活に関する知識の有無、経済状況等に関わりなく、すべての消費者が消費者トラブルにあう可能性が高まっています。ますます複雑化、多様化する消費者トラブルを防止し、消費者被害にあった場合の被害からの回復や救済を図るため、継続的な広報をはじめ、相談体制の一層の充実・強化が必要となります。

また、自ら考え行動する自立した消費者を育成するため、ライフステージに応じた消費者教育を総合的に推進する必要があります。

このような消費者を取り巻く環境の変化等に対応するため、令和7(2025)年3月に策定された国の新たな「消費者基本計画」等を踏まえ、「第5次岡山県消費生活基本計画」を策定し、今後の施策を一層総合的・効果的に推進していきます。

### 2 計画の位置付け

この計画は、岡山県消費生活条例第9条第1項に基づき、県行政の各部門における消費者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する基本計画であり、また、消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づき、国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえて策定する都道府県消費者教育推進計画です。

### 3 計画の期間

この計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とします。